

# インターネットトラブルを防ぐために

発行：岩見沢市教育委員会 指導室 青少年センター

## 「同意書」が「情報モラル教育」の 第一歩

卒業、入学、進学シーズンを迎え、お子さんが利用するスマートフォンの購入を考えている方が多いと思います。しかし、スマートフォンは使い方を間違えると、お子さんの心身へ悪影響を及ぼしたり、インターネットトラブルを起こしたりする可能性があります。

お子さんが利用するスマートフォンの契約の際は、下記のような内容の「同意書」（お子さまのご利用に関する同意）を記入することになります。

### 〔携帯会社の一般的な「契約時に記入する同意書」の内容〕

・フィルタリングを利用せずにインターネットを利用すると、お子さまの健全な成長に悪影響を及ぼす違法・有害情報

に触れる可能性があることを理解しました。

・SNS などを通じた見知らぬ相手とのやりとりにより、トラブルにあう青少年が増えており、また犯罪の被害者にな

るだけでなく、知らないうちに加害者になるリスクもあることを理解しました。

体調不良、学力低下、スマホやオンラインゲーム依存症、児童ポルノ・規制薬物の情報・自殺サイトなど

インターネットは、世界中の人と繋がる。

特殊詐欺、フィッシング詐欺、子どもの性被害、個人情報漏洩など

特殊詐欺、ネット上での誹謗中傷（ネットいじめ）〔名誉棄損罪、侮辱罪〕〔人権侵害〕、不用意な拡散など

フィルタリングサービスを選択

・お子さまに 最適なフィルタリングサービスを選択しました。

フィルタリングサービスを選択しない

・私は保護者の責任において、フィルタリングサービスに加入しないことを申し出ます。

（青少年をネットトラブルから守るため、携帯事業者は、法律により、店頭でのフィルタリング設定が義務付けられている。）

子どもたちが、スマートフォンを安心して使うことができる環境をつくり、もしもの時には適切に対応できるようにしておくことが、保護者としての責任ではないでしょうか。

#### ☆トラブルを防ぐために「これだけはしたい4つのポイント」

1. フィルタリング を設定する（ただし、これだけでトラブルのすべてを防ぐことはできない）。
2. トラブル発生時の対応 を含め、保護者（大人） が 正しい知識 を身につける。
3. 困ったとき、すぐにお子さんが相談できるよう、日常のコミュニケーション を大切にする。
4. 「家庭のネットルール」を、お子さんと話し合いながら 決め、定期的に見直す。

【ポイント：「もしルールを守れなかったらどうする？」も、話し合いながら決める。】

